

「青森市指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年8月30日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、現在障害者自立支援法で規定されている指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準を条例で定めることとされました。

条例制定の基準については、従うべき基準とされていることから、省令どおりの基準とします。

2 条例制定の根拠となる省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令(平成23年12月21日厚生労働省令第150号)

基準の内容

区分	主な項目	主な内容	
		厚生労働省令	市の考え方
指定障害福祉サービス事業者	従う 申請者の基準	指定障害福祉サービス事業者は、法人でなければならない。	同内容とする